

○角委員長

ただいまから昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名です。この委員会は成立しました。

本日は、議案第11号から議案第16号を一括議題とし、総括質疑を行い、討論、採決は分割したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

最初に、総括質疑を行います。質疑時間の会派持ち時間は30分です。質疑は演壇でお願いいたします。

最初に、桜田秀雄委員の質疑を許します。

○桜田委員

それでは、総括質問の質疑をさせていただきます。

先般、決算委員会の2日目、市道住野16号線、事故後の対応事業について質問をさせていただきました。

令和3年度決算暫定版の決算カード、これ決算が認定されれば暫定は外れると思うんですけども、大規模事業の状況として、道路整備事業決算額9億2千万円あまりとなっているが、そのうち、外側線とグリーンベルトの設置にかかった経費は幾らかと質問をいたしましたけれども、答弁がまだ整理をされていないということでした。

その後も、時間も経過しておりますので、調査をされたことと思いますので、改めてその内訳について伺います。外線は何路線行い、何キロ行われ、経費は幾らか。グリーンベルトは、何線行われ、実施キロは幾らか、また経費は幾らかについて質問をいたします。

○市川建設部長

昨年の交通事故を受けましての緊急対策につきましては、住野16号線及び市道102号線につきまして、約2キロメートルの区間におきまして、外側線の引き直し及びガードガイドの設置、並びにハンプ、狭窄等を設置いたしまして、その事故路線に関する部分につきましては、合計で1億2千784万8千600円の事業費となっております。

また、この事故を受けまして、市内の緊急点検が行われまして、対象箇所としては150か所が選出されまして、そのうち市道部分の方につきましてを含めた安全対策の工事につきましては、34工事を行っております。

これらの事業費、34工事の事業費につきましては、総額で1億4千929万8千930円で、このうちご指摘のありました外側線の引き直し、グリーンベルトの設置につきましては、約15キロメートルの実施で、費用につきましては、約4千万円という形になっております。

○桜田委員

残念ながら、ここにイヤホンがないので、自席だとイヤホンでよく聞き取れたんですけど

も、大変申し訳ないんですけども、結局外線についても実施キロ、実施箇所、その経費というものは明確になったんですね、今ね。なったんですよ。グリーンベルトも同じですよ。

○市川建設部長

併せて。

○桜田委員

そうなんですか、申し訳ありません。

部長、本当に申し訳ないんですけども、もう一度お願いできますか。すみません。

○市川建設部長

申し訳ございません。事故路線に関わる総事業費といたしましては1億2千784万8千600円の事業費でございます。

また、これ以外の市内の緊急点検を受けた150か所、こちらの方のうちの市道部分の整備につきましては、合計34工事を行っております。そちらの合計が1億4千929万8千930円で合わせますと総額で2億7千714万7千530円となります。

なお、先ほど言った交通安全対策の事業費のうち、道路の打ち替え工事も行っておりますが、外側線の引き直し及びグリーンベルトの設置に関してだけを調べましたところ、合計で約15キロメートルの実施をいたしまして、その費用につきましては、約4千万円ほどでございます。

○桜田委員

ありがとうございました。結局2億7千万ぐらいかかっているわけですね。これ、私の考えでは、やはりこういう大規模な事業というのは、やっぱり予算はずっとつながるわけですから、やはりそういうのを考えながら計画的に推し進めるべきだろうと思うんですが、その辺については、どのように考えていますか。

○市川建設部長

当然、国の交付金の方が使えるものでありましたら、国の交付金を使いながら、計画的に現在も進めているところでございますので、こういう事業につきましても引き続き計画的な事業として進めてまいりたいと考えております。

○桜田委員

市長に伺いますけど、市長ね、仮にあと4年間やったとすると、この前の答弁だと、5年ぐらいは持つだろうと、5年後が耐用年数だろうと言われました。市長の後を担う市長は、この2億7千万、3億円近くを責任を負うわけですよ、そうでしょう。そういう計画性のない工事、それを私はやってはいけないと思うんですけども、やはり幾ら事故があっても、冷静になって、計画的に着実に進める、これが行政の長の仕事だと思うんですけども、その点について、どのように考えていますか。いや、いや、市長。

○市川建設部長

大変申し訳ございません。私の説明不足で申し訳ございません。

確かに2億7千万円ほどかかっておりますが、このうちの外側線の引き直しとグリーンベル

トだけをまとめましたところ、先ほど申しました約15キロメートルを実施いたしました、その費用につきましては4千万円でございます。ですので、2億円のうちの4千万円を使ったという形で、そのほかにつきましては、おおむね道路の改修工事の方がメインとなっておりますので、ご理解いただければと思っております。

○北村市長

今、大変、桜田委員の質問については、仮の話で、再選されたということでもありますけれども、選挙前にその話は、私の方から発言するわけにいかないのです、ご理解いただきたいと思っております。

○桜田委員

そういう話をしたわけではないんですけれども、やっぱり財政というものは、やっぱり計画的に運営をしてほしいなど、これはもう本来は、最初の委員会で、きちんと答弁をなさるべきですよ。しないから、こんな総括質問をやらざるを得ないと、そういうことですから、以後気を付けていただきたいと、このことをお願いしておきます。

○角委員長

以上で、桜田秀雄委員の質疑を終了いたします。

次に、丸山わき子委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、私は、2点にわたって、総括質問をさせていただきます。

1点目は、令和3年度の一般会計決算について。

その中で、まずお伺いいたしますのは、新型コロナウイルス感染対策事業についてであります。

令和3年度は、ワクチン接種が始まった年であり、その対策、対応、コロナ禍の暮らしを守る施策、感染防止対策など、広範囲にわたって対応されたというふうに思いますが、国の補助事業費の総額、どのくらいだったのかお伺いいたします。

○片岡総務部長

お答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度に、8億8千896万2千円、令和3年度に3億4千155万8千円、令和4年度につきましては、内示でございますが5億354万7千円、総額としまして17億3千406万7千円でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金につきましては、令和2年度から繰越しと合わせて7億2千740万5千円。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、令和2年度から繰越しと合わせて3億1千177万円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る総額は10億3千917万5千円でございます。

以上です。

○丸山委員

令和2年度から令和4年度にかけて、国の補助金の総額というのが17億3千400万ということで、この中で、本当にコロナ感染症から市民の命と健康を守るために必死に頑張っていたいただいた職員の皆さんに、まず感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは令和3年度なんですけれども、これは3億8千600万円が交付されております。これは繰越しも含めてですね。その中で、どのように活用されたのか。それから、市財政の支出はどの程度だったのか、お伺いしたいというふうに思います。

○片岡総務部長

お答えします。

令和3年度に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度分8億8千896万2千円のうち、明許繰越した4千488万9千円、令和3年度交付決定分3億4千155万8千円の合計3億8千644万7千円でございます。明許繰越した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した総事業費は8千624万4千416円でございます。財源の内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4千488万9千円、公立学校情報機器整備費補助金172万5千円、市の負担額が3千963万416円ございました。

令和3年度の総事業費は3億6千214万938円で、財源の内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億4千155万8千円、市の負担額が2千58万2千938円でございます。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染症拡大防止のための環境整備、医療提供体制の強化、生活や事業継続に困っている方への支援、リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速など、バランスのよい予算配分に配慮し、効果的な事業となるように努めました。

○丸山委員

ちょっと確認なんですけれども、市の財源の支出というのは、3千900万でよろしいんですか。

○片岡総務部長

繰越明許分で3千963万416円で、令和3年度分が2千58万2千938円でございます。

○丸山委員

それでは、合わせて5千900万の市の財源の持ち出しだったということでもよろしいわけですね。分かりました。

私は、感染拡大が進む中で、やはり感染源を早期に探知する。あるいは予防するという立場から、検査をやっぱり希望する市民に実施するなど、市独自の取組がもっとあってもよかったのではないかなというふうに思うわけです。そういう点では、市民の皆さんは本当に不安な状況下であったというふうに思うんですが、今後、やはりハイリスク、あるいは集団感染対策が必要な職種への定期的な検査であるとか、やはり希望する市民に対して、きちんと検査ができる、そういった体制を市独自で取っていくべきではないかなというふうに思います。その辺についてはどうでしょうか。

○井口健康子ども部長

それでは、お答えいたします。

ただいま県の事業で、一般の方にも検査キットの方は配布していらっしゃいますので、ぜひ一般の方には、そういった事業の方を活用していただきたいというのが、市としての基本的な考え方でございます。

そういったものとは別に、幼稚園ですとか、保育園ですとか、学校ですとか、そういうところの感染に関しては、市の方で何とか対応できるように検査キットの方はそろえていきたいと、そのように考えております。

○丸山委員

県の方は、途中で辞めてしまったり、また始めたりというやり方をしているんですね。そうではなくて、八街市も、県はやっているけど、八街市も独自に対策を取りますよ。今回は特に、これからは、全数把握していかないよという方針の中で、すごく市民はどうしたらいいのという、そういう不安もすごくあるわけですね。そういう中で、やはり検査体制をきちんとしていくということも必要ではなかろうかということを感じます。そういう点で、ぜひご検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、不用額についてお伺いいたします。

多額な不用額の改善をということで、全体では約10億円となり、前年度より4億1千万円の減となったものの、依然として不用額が多いわけですね。早めの減額補正等によって、不用額の圧縮と予算の有効活用を図るべきだったというふうに思います。

市民の目からも、予算の積算根拠に対して、これだけの不用額が出るということは一体どういうことなんだと。そういった疑問が生じることはもう当然だと思います。昨年もこのことは指摘したと思いますが、このことは、監査委員の決算審査意見書にも有効活用を指摘しているわけですね。やはりこれは改善をしていかなければならないというふうに思いますが、担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

○和田財政課長

お答えいたします。

令和3年度の不用額は10億8千489万7千6円ということで、前年度と比較しますと、委員さんがおっしゃったように、4億1千558万7千45円、27.7パーセントの減というふうにはなりましたけれども、やはりこの内訳といたしますと、繰越しをした事業の部分の不用額も多く含んでございまして、令和元年度から今まで3か年につきましては、災害関連、コロナ関連による繰越しの部分が非常に多かったということで、契約をしても、繰り越すものではなく、繰越した翌年度で契約をしまして、不用額が出るというような形もございまして、こういったものが繰越した翌年度の段階で補正ができませんので、余った分は不用額に加算されてしまうというところもございまして。

令和3年度の不用額の一番大きかったものというのが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、これが繰越明許分でございまして、約4億2千万円繰越ししまして、不用額が約9千300万円出たもの。それから被災農業施設等復旧支援事業費、これも繰越明許分で3億4千万円を繰越しして、不用額が約8万円出たものなどがございまして、繰越して

不用額になっているというところがありますので、令和元年、令和2年に続きまして、令和3年度についても、特段の事情があったというふうには考えているところでございます。

それから、ご指摘がありましたように、監査の方からの意見書もありますけれども、通常の方につきましては、9月、12月、年度末の定期の補正予算編成を行うにあたりまして、財政課から各庁内に向けた通知文の中で、速やかに差額が確定したものについては、減額することを通知して、減額補正に努めてくださいということで通知はしているところでございますが、なかなか生活保護費ですとか、障害者自立支援給付金などのように、やはり年度末にならなければ件数が確定してこないような事業などもありまして、額の大きいものに限り、減額補正を行っているというような状況もございます。

今後も通知の方は継続していきながら、例年の不用額となってしまう細かい金額の積み上げの部分というのでも縮小できるように周知徹底を図りまして、事業の早期施行ですとか、的確な施行見込額の把握によって、速やかな予算の再配分、財源の有効活用に努めていきたいというふうには考えてございます。

○丸山委員

今、るる、担当課長からの説明をいただきました。これは、事業の繰越した事業の不用額等もあるんだよというようなことの説明なんですけど、今の説明の中ですと、1億7千万程度が繰越事業による不用額なんですね、約2億円というようなことで、圧倒的多数には、普通の事業に関わっての不用額ということで、やはりこれはどれだけ徹底して有効活用を図るのか、その立場にどう立つかというところが今本当に求められているんじゃないかなというふうに思います。

◎の市民サービスへの有効活用というところで、本当に多額な不用額に対して、市民生活をフォローする、これは各分野で求められているんじゃないのかなというふうに思います。例えば、住宅費の不用額1千100万円あるわけですね。実際は、朝陽であるとか、交進住宅のドアであるとか、雨戸であるとか、ガラス戸であるとか、もう本当に、これが人の住む住宅のドアですか、雨戸ですか、そういうような状況なんですね。ガラス戸が破損したら、ガムテープを貼りなさいと。ガムテープを貼ったところを見に来たら、これでいいじゃないですか。それで3年も過ごさせているわけですね。こんな市有財産の管理の仕方はないというふうに思います。市民には我慢をさせて、そんな在り方は絶対にはいはず。市民には、きちんと家賃を請求しているわけですから、きちんと市有財産を管理していく、そのためには不用額1千100万も残さないで、きちんと一つ一つ改善をする。市民の声を聞いて改善をする。そういう立場に立っていただきたいというふうに思います。

それで、時間の関係で今回は給食費の無償化に向けての取組についてお伺いするものです。

学校給食の無償化は、本来義務教育は無償だということから、国に対して、引き続き市長に自治体から要望をどんどん上げていっていただきたい、このことをまず申し上げたいと思います。

それをしつつ、国が無償化にするまでの間、今、特に物価高騰の中で、保護者の経済的負担軽減を図ることが今求められているんじゃないかと、本当に喫緊の課題になっているんじゃないかと、

ないかというふうに思います。そういう点では、給食費の無償化を市民の身近な自治体として取り組んでいくべきではないかなと、これだけの不用額があるわけですから、これを大いに活用していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。ただいまの発言は、質疑の範囲を超えておりますので、質問を変えてください。通告のどこに入りますか。

○丸山委員

通告してあります。有効活用をということで。

○土屋教育部長

不用額の有効活用ということですが、学校給食の無償化につきましては、先日、千葉県が子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済負担の軽減を図るため、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食を無償化しますと、そういう方向を示していただきました。それにおきましては、3人以上の子どもを扶養する世帯において、被扶養者である子のうち、年齢が上から3番目以降の子、これ小・中学生ですけれども、この子たちの給食費を無償化にしようという県の取組でございます。

それにつきましては、千葉県が2分の1、市町が2分の1ということで、市の負担もあるわけですけれども、今、我々教育委員会といたしましては、市ともしっかり話し合いながら、来年の4月からこの無償化について実施できるように検討し、努力をしているところでございます。

○北村市長

あわせて、今、教育委員会の土屋部長の方からお話がありましたけれども、市長会といたしましても、保護者の教育費負担軽減を図りながら、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するための学校給食費につきましては、全額財政措置を講じること、食材高騰に伴う給食への財政支援措置を講じるということで全国市長会、千葉県市長会で決議しておりますので、併せて報告申し上げます。

○丸山委員

先ほど部長の方から説明いただきました第3子、県の方が軽減するというので、実施していきますよということなんですが、八街市では第3子は何人いて、どのくらいの負担が八街市は負担をするのでしょうか。

○土屋教育部長

今回の措置につきましては、扶養している親族ということになりますが、それを抜きにして593人、基礎人数としてはいます。593人が基礎人数になりますが、これは扶養していない人も含まれていますので、この辺でちょっと補正をかけまして、予測として大体この第3子以降を無償化した場合に、事業費総額として2千500万円程度かかるのかなと。その半額が八街市の負担になりますので、1千250万円程度が八街市の負担になるかということで、今、試算をしているところですが、今後しっかりと試算をしていながら、市当局とも話し合いながら予算の予算付けに努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員

第3子で約500人だと、今、小・中学生が5千400人ぐらいいるわけですね。第3子だけでは、到底各ご家庭の負担軽減にはつながらないということで、私は以前からも言っていますが、最終的には、全額の無償化を求めたい。しかし、それは、できないにしたら、段階的に各世帯の軽減を全ての世帯を対象にして、段階的な軽減をしていていただきたいというふうに思うわけですね。今の本当に子育て中の世帯では、何が一番大変かというところと学校給食が一番負担だと、これを理由に挙げているわけですね。悲鳴が上がっているわけですから、そういう点では、八街市も子育て家庭にきちんと寄り添う形を取るべきじゃないかなということで、県は第3子とっていますけれども、八街市はもう一步踏み込んだそういう取組ができるんじゃないかと。

この不用額が、いいですか、今回は不用額6億円を積立てちゃっているわけですよ。だから十分財源はあるんじゃないの、十分あると私は思うわけですね。でも、私は全額を今やりなさいというのではなくて、段階的にやっていただきたい。そういう点で、市長、どうでしょうか。段階的な軽減というのを検討に入れてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

先ほども申し上げて大変恐縮でございますけれども、千葉県市長会、全国市長会では、この学校給食を全額を国で財政措置するように何回となく決議をしておりますので、私どももそれに沿って一緒に行動してまいりたいと考えております。

○丸山委員

すみません、時間がございませんので、大きな2番目の基幹産業としての農業政策についてお伺いいたします。

私、北総中央用水事業についてお伺いしたいと思います。

令和3年度は、国営事業が終了して、約20億円の施設整備費用の償還が始まったということで、今後、末端水路の整備など、県営事業の事業着手はいつから始まるのか、お伺いしたいと思います。

○相川経済環境部長

北総中央用水の末端水路の今後の整備につきましては、現在、県におきまして、受益拡大を推進するために、北総中央用水土地改良区内の受益地内で、モデル事業の方を検討し、今計画をしているところでございます。本市をはじめ、佐倉市、富里市で事業の実施に向けた現在協議が進められております。

今後、県と地元で協議が進められることになっておりますので、市といたしましても、地域の意向を尊重しながら、実施をするにあたりましては、農家負担が発生しないように、県への要望等をしたいと考えております。

○丸山委員

時間が無いからいろいろ聞きたいのが聞けないので、畑かんから北総中央用水に切替えた農家戸数、この間どのくらいあるのでしょうか。

○相川経済環境部長

北総中央用水への切替えにつきましては、既存の今、各土地改良区があるんですけども、改良区におきまして、北総中央用水に全ての改良区で切替えております。その農家数といたしましては、現在約360戸となっております。

○丸山委員

八街では何戸になりますか。

○相川経済環境部長

八街の戸数で360戸ということです。

○丸山委員

分かりました。今後、どのくらいの農家が、北総中央用水を希望しているのか、その辺は把握されていますか。

○相川経済環境部長

今のところ、切替えについての要望等、特に何件というのはないんですけども、現在、モデル事業で進めております中では、3戸から4戸の方を対象として、今考えているところです。

○丸山委員

今ね、令和2年度の国勢調査では、農家戸数は932戸だと。それで、このうち後継者を確保している農家が203戸ということなんですね。8割の農家は後継者がいないと。市の基幹産業である農業の存亡の危機といっても過言ではないのではないかとこのように思います。これが本当に用水事業が成り立つのかという点で、私は大変疑問を感じています。

受益地域の規制を外すことについてお伺いしたいんですけども、後継者のいない農家は、規制を外すことができないのか、大変困っているわけですね。これ、どのようにすればいいのか、その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○相川経済環境部長

北総中央用水土地改良区の受益地に関わる除外だけで申し上げますと、除外面積にもよりますけども、その改良区内の基本的には、土地改良区の理事会や総代会、そちらで審議されるものとなっていると伺っております。

なお、実際に除外された例で申し上げますと、その地域の農業振興に関わる施設、例えば、農産物の直売所、また、農家住宅など、目的であれば、除外されているという例もございます。

○丸山委員

農家の皆さんは、そういうことを除外してほしくて言っているのじゃなくて、畑ですよ、今耕作している畑をどうしたら除外することができるのかということを考えているわけですよ。受益を外すには、耕作放棄をするしかないのかなと。農地法上の非農地という扱いを取るしか方法はないのかというようなことを真剣に考えていますよね。果たしてそういうやり方で、除外してほしいという評価の方々には、そういうやり方を黙認するしかないのかなというふうに感じますけれども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○相川経済環境部長

この受益に関しましては、やっぱり土地改良区の中での話になりますので、土地改良区の中で、総代会であったり、理事会、そういった中で、いろいろ協議していただいた中での除外しか、ちょっと今のところ方法はないと思います。

○丸山委員

この間は、やはり商業地域に関わっては許可するよというようなこともあったようですが、一農家にしてみたら、そういうような優遇は一切ないわけで、やはり北総中央用水の在り方については、やはりもう少し親身な対応策が必要になってくるんじゃないかなと。

国営事業に見直しのときは、3分の2の同意を得て、かんがい面積を3千267ヘクタールということで決定したわけなんだけれども、多くの農家の皆さんが、本意ではない判を押した、こういう声を数多く聞くわけですね。やはり今、北総中央用水事業に対して、かなり無関心、もういいや、そんなふうに思っている方々も多くいらっしゃるわけですね。県営事業着手前に、受益者本人の意思や移行をしっかりと聞くことを用水の利用可能見込み、こういうのもしっかりと把握していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、この県営事業というのは、1つのネックになってくるのではないかなというふうに思います。

ここで、北村市長は、理事長なわけなんですけれども、市長にお伺いしたいのは、用水を必要としない農家に対しては、ここできちんとけじめを付けていく。用水が必要な農家には、水をきちんと確保していく。受益の見直しをしていかなければならないんじゃないかな。使わない分は、水利権の返上、こういうことも検討していくべきではないかなというふうに思いますが、市長は今後どんなふうにお考えかお伺いいたします。

○北村市長

その件につきましては、土地改良区理事会、あるいは、土地改良区の役員会、土地改良法に沿って、協議しなきゃならないというふうに思っておりますけれども、いわゆる農振地域にかかっていることにつきましては、農地法、あるいは農業委員会等々で検討協議をしていただいておりますのでございますけれども、基本的に北総の台地は水を必要とする作物が多々ございます。その中で、北総中央用水を活かした八街市の農業もしっかり進めていかなきゃならないと、かねがね思っておりますけれども、今、大変負担金、あるいは、一反歩あたりの農家負担が大変厳しいというのは十分承知しておりますので、それらを含めて、この10月11日に先般も申し上げましたけれども、農林大臣はじめ関係部長、関係次長にしっかりと八街市の実情、後継者、担い手がいない中での農業が大変厳しいんだということと併せまして、日本の基本は農業だということで、自給率を最低でも50パーセントを維持するような農業政策を取ってもらいたいということを申し上げたり、もう少し農家の立場に立った政策を進めてもらいたいということを強く申し上げていきたいと思っておりますのでございます。

○丸山委員

もう時間がありませんが、最後に、やはり北総中央用水事業に関わって、農家の皆さんは大

変苦しんでおりますので、その苦しみをどう解消するのか。それから、八街市の農業は衰退の方向に行っています。農家戸数が減ってきているわけですから、そういう意味では、本当に農業をどう守り、育てていくのか、そういう立場に立った市政を運営していただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○角委員長

以上で、丸山わき子委員の質疑を終了いたします。

これで通告による総括質疑は、全て終了いたしました。

これで総括質疑を終了いたします。

会議中ですが、15分間休憩いたします。再開後は、討論、採決を行います。

(休憩午後2時13分)

(再開午後2時28分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

討論は、演壇で行います。

最初に、議案11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

議案第11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

令和3年度の事業は、長年の市民の願いとなっていた児童館の会館、老人福祉センターのリニューアルで多くの市民の新たなよりどころとなったこと。新規事業での移住定住促進事業、新生児聴覚スクリーニング検査への助成、中央グラウンド南側歩道整備実施設計など、道路安全対策事業、教育施設整備事業、公園公共施設のLED化などを評価するものであります。

令和3年度は、コロナ感染拡大2年目の年となり、コロナ禍で地域経済、市民生活は大変さを増し、市民生活や地域経済を守り支えることが身近な自治体の役割として、今まで以上に問われた年となったのではないのでしょうか。

市民の暮らし、事業者は、苦境に立たされ、市税収は、前年度比3億円の減収となる一方で、令和3年度は、財政調整基金に6億円の積み増しがされました。歳出決算では10億円の不用額となりましたが、事業がある程度確定した後は、速やかに減額補正をし、市民サービスのために有効活用されるべきでした。

まずは、実施すべきはコロナ対策でした。国の新型コロナウイルス感染症対応中央創成臨時交付金約3億8千600万円交付されたことで、市独自のコロナ対策の財源は、一定確保されたものの、八街市の持ち出し一般財源は5千900万円にとどまりました。感染拡大の予防や、感染源を早期に感知するために、PCR検査など希望する市民に実施するなど、市独自に実施すべきではなかったのでしょうか。

2点目に、自治体として求められたのは、市民を大切にする市政運営です。特に税滞納市民への対応です。コロナ禍でも、市税、国保税等の差押えは、前年度より66件増の438件となり、給与をはじめ学資保険も含まれています。猛威を振るうコロナ禍で、困窮する世帯は増えており、生活の糧である給与の差押えは、命、暮らしに直結する問題であり、学資保険の差押えは、子どもたちの未来と、教育を受ける権利を奪うものであり、中止すべきです。

滞納した税の延滞金は、4千185万8千299円に上り、延滞金の減免件数は18件、1千291万円にとどまっています。命に関わる市民の生活実態を無視した差押えは辞め、分納や減免に積極的に応じ、市民の命と暮らしを守ることを求めます。

3点目には、この大変なときだからこそ、毎月1千円の難病見舞金や、また1千円の敬老祝い金を増額するなど、暮らし応援、弱者への配慮が必要ではなかったでしょうか。

4点目には、住宅困窮者のセーフティネットの役割を果たすべき、市営住宅の問題です。

長谷・九十九路住宅への入居募集に対し、手続に3か月以上もかかっており、入居希望者の生活に大きな支障を来しています。入居決定後には、速やかな入居ができるよう、改善をすべきです。

また、市営住宅の入居率は66パーセントにとどまっており、市有財産の有効活用がされていないということは大きな問題です。また、入居率が低迷している一方で、税滞納者には、入居資格はありません。住宅に困窮する市民を置き去りにする市民サービスの制限は撤廃すべきです。分納相談、分納誓約によって、入居申込みが可能になるよう改善が必要です。

さらに、耐用年数を超え、老朽化が激しい市営住宅に対し、笹引団地入居者の朝陽団地への転居に向けた予算執行がされましたが、交進朝陽団地の環境改善は追い付いていません。公営住宅法1条では、健康で文化的な生活、良好な住環境を提供することを掲げています。入居者のドア、ガラス戸、雨戸の修理要望への早急な対応や、入居者の退去による空き部屋の撤去など、周辺環境への影響を考慮し、適切な維持管理が必要です。

市営住宅は高齢の入居者が多いというのも特徴です。高齢者が安心して暮らせるバリアフリーの高齢者住宅の建設の計画が必要です。

5点目には、コロナ禍で一層明らかになった子どもの貧困問題にいかに関わり、いかに関わられていきます。教育費の中で一番負担が大きく、家計を圧迫している給食費は、過去5年間毎年6千万を越す未納額となっています。無償化は喫緊の課題です。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、大学生、専門学生が学び続けることが困難になっており、教育を受ける機会の均等を図り、また貧困の連鎖を断ちきるためにも、市独自の給付型の奨学金制度が必要です。

コロナ禍に、乗じて進めてきたのが行政のデジタル化です。2015年度から始まったマイナンバーカードの導入事務に対し、本市には、約1億円を越す国庫補助金が投入されてきました。政府は2022年度末までに、全ての国民にカードを行き渡せることを目標としていますが、本市では、令和4年8月31日現在、44パーセントに普及した状況です。取得が義務ではないマイナンバーカードを国民に持たせるために、ポイント付与で関心を持たせ、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すために、カードと保険証、運転免許証の一

体化を進めています。

さらに交付率を上げるために、自治体間で競わせ、来年度の地方交付税算定に自治体ごとのカード交付率を反映させる考えも示しています。政府がカード取得を推進する理由は、政府が管理運営しているウェブサイトマイナポータルに、マイナンバーカードのデータを集積しようとしているからです。

さらに政府は、マイナンバー制度の仕組みの拡大を掲げています。現在、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野についてのみ導入しています。これを国家資格等の事務、自動車登録等の事務、在留外国人や、在外邦人等に対する行政手続の事務など、ほかの分野にもマイナンバー利用を広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても、行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。

これはもうけのネタであるビックデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは民間での利活用へと回されます。利便性の高さは、セキュリティーレベルの低さと表裏一体であることが昨年夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によって、あらわとなっています。

さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの危険は高まります。こうした危険性が付きまとうマイナンバー制度は、強制して作らせるものではありません。廃止を国に求めるべきです。

令和3年度は、長年にわたる3つの大規模事業に関わる支出が重なりました。

1つは、クリーンセンター大規模改修の1年目となり、また、北総中央用水改良事業の初年度の償還金の計上、さらには、印広水の水源を霞ヶ浦導水に求め、その事業見直し後の霞ヶ浦導水事業への負担金です。

平成15年建設されたクリーンセンターは、建設当時10万になると大幅な人口増を見込んで76億円で建設され、この償還は、終了したものの、この間の修繕費は約30億円が投入されてきました。令和3年から令和5年の3か年の修繕計画では31億円が費やされます。今後13年間には、補修維持管理に63億円、平均すれば、1年間に5億円の税金が投入されることとなります。

また、事業着工以来、30年を経て、国営事業が終了した北総用水事業は、北総用水土地改良事業に対する建設事業負担金は約20億円となり、令和3年度から、3千895万円の償還が始まり、令和5年度から、令和19年度までの毎年1億3千万円の償還金となります。

国勢調査では、令和2年度の市内農家は932戸、このうち後継者を確保している農家は203戸で、市の基幹産業である農業の存亡の危機と言っても過言ではありません。これで用水事業が成り立つのか、大変疑問であります。

どちらの事業も多大な施設であり、市民が必要としないという声に応えず、強引に押し進めてきた結果、今また市財政への負担となってきています。市民サービスを切り詰めることのない市政運営を求めます。

また、印広水の霞ヶ浦導水事業への参画は、人口減、水あまりの中で、新たな水源を求める必要は全くありません。今、甘い見通しの下で、必要のない水源確保に税金を投入すること

は、今後市財政と市民への負担を増大させることとなります。今やるべきは、本市も加わる印広水で水あまりをきちんと議論し、今ある県水の余剰水の活用や暫定的に認可された井戸の継続利用をするために、県条例改正を求めることです。今後市民が安心して利用できる水を確保するために、早急な取組を求め、反対討論といたします。

○角委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小菅委員

令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、若干の意見と要望を申し上げ、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルスは、寄せては返す波のように、未だ拡大と収束を繰り返し、市民の皆様におかれましては、残念ながら感染された方も多く、そうでなくても新しい生活様式への対応や自粛生活を余儀なくされております。市内の事業者の方々におかれましても経営への影響は少なくなく、経済活動の制限によって、やむなく休業、または廃業という決断を迫られるなど、市民生活に多大な影響を及ぼしております。

こうした中、国は、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環を実現するため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と、次なる危機への備え、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動、防災減災国土強靱化への推進など、安全安心の確保の4つの柱とする総合的な経済対策を作成するとともに、その裏付けとなる補正予算を編成し、約3兆1千6百億円を計上しました。

本市においては、この補正予算に伴う財政措置等を活用し、八街東小学校のトイレの改修工事など、次年度以降に予定した事業を前倒しで行う予算を計上し、必要な財源をうまく活用しております。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、市税等に影響を及ぼすことも予想されますので、国や県などの動向を十分注視するようお願いいたします。

さて、本市の財政状況につきまして、概観しますと、経常収支比率は、令和3年度は、95パーセントを下回ることができましたが、過去3年間遡って見ますと、95パーセントを上回り、依然として体制構造の硬直化が顕著で、財政運営に余裕がない状況となっております。

財政の健全性では、その指標の一部となる財政調整基金の残高については、約2億8千万円で、前年度比で5億3千万円の増となりましたが、人件費や扶助費などの義務的経費が増加傾向にあることから、さらなる積み増しを目指し、将来に備える必要があると思われまます。

また、令和3年度末の地方債残高に目を向けると、前年度比で若干の減少となりましたが、既に行われているごみ焼却施設基幹的設備改良事業などの影響により増加が見込まれることから、今後も緊縮財政をせざるを得ない状況が続くものと思われまます。

昨年6月、市内で下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにひかれ、5名が死傷するという痛ましい事故が発生いたしました。今でもこのことを思い出すだけで大変心が痛みまます。

この事故を受け、県及び市道路管理者、佐倉警察署、教育委員会、関係機関等が連携し、市内小学校の通学路一斉点検が行われました。その結果、点検箇所は150か所に上り、ハー

ド面だけではなく、ソフト面からの対策についても行っていただいておりますが、県下を見渡してみますと、他市町村と比べて、対応すべき危険箇所が多いのではと思われます。

一丁目一番地である八街市がこのような状況にあることは大変残念でなりません。事業化におかれましては、児童・生徒のみならず、地域住民の生命を守るため、また、あのような事故が二度と起こらない、起こさせないためにも、早急に対応していただきますよう、強く要望いたします。

新型コロナウイルスは、令和2年1月に初めて国内で感染が確認されて以来、独自の変異を繰り返し、新たな変異株となり、目に見えぬ脅威として、いまだに世界中に恐れられております。その脅威に対抗するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保し、これまで3回の接種を行い、この先の追加接種についても既に行われております。

これまでの接種体制につきましては、市民への周知、電話や窓口での対応、接種会場での案内から接種までとしっかりした体制作りができているからこそ、市民の方々が安心して接種に臨むことができるのだと思います。引き続き、緩みない接種体制に力を注いでいただきたいと思います。

収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染症対策については、様々な事業が打ち出されました。子育て世代においては、ひとり親や、それ以外の世帯で、低所得の子育て世帯に対して、児童1人あたり5万円を生活支援を目的として支給した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業。児童手当を受給している、また高校生を養育している方などに、児童1人あたり5万円、追加給付5万円の臨時特別給付金を支給しました。

子育て世帯への臨時特別給付事業、また併せて、本来は対象外となる児童で、令和4年4月1日生まれの子を養育する世帯に対しても同様に、市独自で支給をしています。

中小企業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また新しい生活様式に対応した経費に対して補助した中小企業等新しい生活様式応援事業。新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少した中小企業者等に対し、八街市ががんばる中小企業等支援金事業を行い、10万円を支給しております。

こうした給付金は、子育て世帯にあつては生活を支えるもの。また中小企業者にあつては事業の維持や継続に寄与するものとして、実効性のある施策であったと評価しております。

市立保育園や幼稚園では、手洗い場の自動水栓化交換工事の実施、八街保育園ほか4園では、洋式トイレへの交換工事が実施されるなど、感染を未然に防ぐ対策がされたことにつきましては、大いに評価しております。抵抗力が弱く、身体の機能が未熟な乳幼児が長時間にわたり、集団で生活する保育所や幼稚園では、健康と安全を確保する必要がありますので、引き続き、適切な対応をしていただけますよう、お願いいたします。

市役所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第1庁舎1階フロアのレイアウト変更と、備品の整備が行われ、この結果、フロア内の空間が広がり、ソーシャルディスタンスが確保されております。市民の方からは、明るく開放的になったという声を聞いております。今後も、利用者目線を取り入れ、総合福祉センターや第3庁舎などで検討していただきたいと思います。

また、直接の感染症対策ではないですが、令和4年1月から市税等の納付方法として、スマホ決済アプリが導入されました。これまで平成21年度のコンビニ納付を契機として、令和2年度には、ペイジーとクレジット収納が導入され、結果としては、こうした納付環境の充実を図ってきたことが感染症対策につながっております。

また、この先も納付書にQRコードを付すとの話を伺っております。これによりスマホ操作による納税がいつでも、どこでも納税できるなどの納税者の利便性が向上され、その一方で、担当課においては、業務の効率化が期待されます。

少子高齢化の進展に伴う人口減少は、市政運営に大きな影響を与える可能性があるため、自主財源を確保していくという観点からも引き続き納付環境の充実を図るようお願いいたします。

マイナンバーカードについては、今その利用について、様々なご意見が出ているところですが、本市では、令和3年10月1日から、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや、課税証明書等を取得することができるようになりました。区には令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しており、本市でもその目標を達成できるよう行っていますが、残念ながら、その公布率は半分に満たない状況となっております。

マイナンバーカードは、健康保険証や確定申告においても利用することができますが、現状の交付率から見ても、市民の方々の多くは必要性を感じていないとか、また、個人情報が出してしまうのではという、心理的な抵抗感をお持ちなのではないかと思われま

しかしながら、今後は、転職や退職における社会保障や年金などの手続に、円滑な実施ができるよう、環境整備が進められると聞いております。今後のマイナンバーカードの活用展望からも、国の目標に合わせ、多くの方が取得できるよう取り組んでいただきたいと思います。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な対策がされておりますが、新型コロナウイルス感染症との戦いは終わりの見えない戦いと化しております。市民の方々は、もちろん職員の皆様におかれましても疲弊されているのではないかと思います。今後とも必要な情報をしっかりと捉え、スピード感を持って、適切な施策を講じていただけますようお願いいたします。

令和元年の房総台風による甚大な被害があつてから、早3年が経過いたしました。あのときの教訓を決して忘れてはなりません。その教訓を活かし、これまで非常時における様々な対策を施し、災害等が発生した場合の感染症対策につきましても、整いつつありますが、避難所においては課題が残されており、感染対策やプライバシーの観点から、避難所に十分なスペースがあるとは言えず、感染リスクの高い高齢者や、基礎疾患を有する人、障がい者や妊産婦などが滞在するにも必要なスペースを確保しなければなりません。今後は、例えば、学校の空き教室の活用など、柔軟に避難場所の確保ができるようお願いいたします。

このほかにも自宅療養者の支援や基本的な感染症対策となる消毒液の購入、また、リモート会議に必要な設備を整えるなど、広く感染症対策を実施してきておりますが、本市の魅力を発信し、移住定住等を促進するためのPRパンフレットを作成、若者世代の婚姻に伴う経済的不安を解消するために行った結婚新生活支援、施設の延命化と、二酸化炭素の抑制を目的

としたクリーンセンターの焼却施設、基幹的設備の改良工事、新任機能対策の推進、基幹作物である落花生づくりに必要な農業機械の導入支援、小学校、中学校体育館、トイレなど、教育施設の改修、スポーツプラザの整備など、感染症対策以外でも特定の分野に偏ることなく、多角的に市民ニーズに事業を実施しております。

最後となりますが、コロナ禍によって、経済活動が停滞する影響などにより、安定的に市税が確保されるかが不透明である中、少子高齢化による社会保障費の増加。さらには、インフラや公共施設の老朽化対策への対応が急がれております。

また、市民からは、これまでどおりのサービスを求められる一方で、社会ニーズの多様化により、これまで以上のサービスの拡充や、新たな政策課題に対応することが求められていることから、財政悪化が懸念されます。

こうした状況下においては、各種財政指標や財政調整基金残高等に留意しつつ、収入に見合った支出をすることは承知しておりますが、どうか今後とも甚大な影響を受けている家計や経済活動、新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、通学路、交通安全対策や子育て支援など、細かな目配りを行い、市民の命と暮らしを守るため、北村市長をはじめ、全庁一丸で取り組まれますよう、心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○角委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

国保特別会計の決算額は、歳入総額88億7千200万円、歳出87億6千800万円で、歳入歳出差引額は1億351万と黒字となる一方で、国保加入世帯では、高い国保税に悲鳴が上がっています。

不納欠損1億1千600万、令和2年度より1千300万の増となり、収入未済額は10億円増となっています。徴収率は88.7パーセントであり、県内でも最下位グループに長年位置しています。この間、市民への徴収強化を進めてきましたが、徴収率アップにつながらないことは明らかとなっています。今やるべきは、市民に寄り添った国保事業にすることです。国保税の中で印旛郡市で一番高い平等割を5千円引下げたとしても、6千200万円に対応できます。令和3年度の財政調整基金は5億6千万円となっており、市民のために活用すべきです。

また、納入環境を整えることも必要です。現在、8回の納期となっていますが、我孫子市は10回、浦安市、匝瑳市、睦沢町、白子町、長生村は、9回としています。本市では事務の煩雑化を避けたいとして、導入されてきませんでした。支払いに困窮する市民に寄り添った国保事業を求めます。

支払困難な世帯に対し、保険証を取り上げて、資格証明書を発行していますが、お金があるなしで、保険証を取り上げるべきではありません。全ての世帯に保険証を発行し、市民の命、健康を守る保険業務に徹すべきです。

令和3年度は、国保の課税限度額を3万円引上げ、99万円にしましたが、国保財政の根本的な解決にはなっていません。全国知事会、市長会が求めている国の1兆円の公費負担で、国保税の約4割の減額ができます。市民の健康を守るために、財政的支援を引き続き、国に粘り強く要求することを求めます。

以上です。

○角委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は、年々の人口の減少及び少子高齢化の進行により、被保険者は減少傾向にあります。

また、制度の支え手である現役世代の被保険者も減少していて、国保運営の根幹である国保税は減少傾向にあります。

一方、加入者の高齢化により、医療費の上昇は続いており、国保運営は財政的に厳しい状況が続いています。

こうした中、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として、持続可能な財政運営の実現に向けて、中心的な役割を担うこととなり、本市の国保財政は、平成30年度から黒字化しており、令和3年度においても一般会計から制度外の繰入れをしない財政運営が実現しています。

令和3年度における国民健康保険事業は、前年度に比べますと改善されてきているようですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響が残る運営状況であったと伺えます。

歳入では、保険税について、保険税収納率が前年度と比較して3千37万3千円減少しています。令和3年度は、本市において、台風などの自然災害はなかったものの、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延などで収入が減少し、収入の減少に伴う世帯への減免、課税所得や被保険者の減少に伴う課税額の減少によるものが大きいと推測されます。

また、現年度分の収納率は0.97ポイント増の88.80と、生活支援と税負担の公平性を重視した上での収納率向上に向けた取り組み、納付環境の充実に努めていることがよく理解できました。

歳出では、特定健診受診者が前年度より増加していますが、コロナ前までは戻っていない状

況で、その理由を伺ったところ「ワクチン接種が進んだことや健診会場のコロナ対策の徹底及び医師会の協力により市内10医療機関、酒々井町の2医療機関での個別健診を実施したことで受診者は増えたが、依然として健診会場に足を運ぶことに不安を感じている方が多いのではないのでしょうか。」との説明がありました。

しかしながら、健診を希望する方への健診環境を提供することができますので、保険者としての責務は果たせたものと考えます。コロナ禍という環境の中で、保険者としての取組を評価したいと考えます。

国民健康保険は、被保険者である市民の健康を守るという重要な役割を担う制度であることから、今後も県と共同して国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、納付環境の充実、保険税収納率の向上に取り組んでいただくことと併せて、保険税滞納者への丁寧な対応を要望いたしまして、賛成討論といたします。

○角委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

令和2年度に、2年ごとの保険料の見直しが行われ、保険料基準額を4万3千400円、5.6パーセント引上げとなりました。このことは高齢者の負担を強いることとなりました。さらに、令和元年度から令和3年度にかけ、低所得者の保険料を軽減特例措置が改悪され、令和元年度には、後期高齢者医療に加入する44パーセントの3千865人、総額2千810万円の軽減から、令和3年度には、対象者半数以下の1千813人となり、総額590万1千400円と大幅な縮減となりました。

令和3年度の低所得者は37パーセントでしたが、令和3年度は39パーセントと増加の傾向です。今後、保険料軽減特例措置の改悪は、低所得者を苦しめることは明らかです。多くの高齢者は、年金収入での生活であり、その年金も削減が続き、コロナ禍で、この10月からの医療費窓口負担の引上げは、後期高齢者を必要な医療から遠ざけ、生活と健康に大きな悪影響を及ぼすこととなりかねません。年を重ねるにつれて、医療機関を受診する機会が増え、医療費が高くなることは避けられません。高齢者への冷たい仕打ちは許されません。

後期高齢者医療制度が導入されて14年、この間も指摘してきましたが、高齢者を年齢で差別し、別枠の医療保険制度に囲い込み、受ける医療を制限する一方で、高齢者の人口が増え

るほど、医療費とともに、保険料が増加する、こうした結果を持った制度であることがますます明らかになってきました。高齢者が安心して医療にかかる制度を求め反対するものがあります。

○角委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○山田委員

令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象として、これからも安心して医療を受けることができるよう創設された医療保険制度であります。

高齢化により、被保険者や医療費の増加が進む中で、保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果を上げられているものと思います。

令和3年度から、保険料軽減特例が終了しましたが、社会保障充実策として介護保険料軽減の充実や、年金生活者支援支給金の支給が行われ、対策が講じられております。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、令和4年3月末で9千398人、前年比で408人、5.39パーセントの増加で、八街市の総人口6万7千461人の13.93パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けております。

広域連合へ納付した保険料等負担金も7億1千143万7千926円で、前年度比で3.95パーセント増加しております。その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は97.32パーセントと昨年より0.65ポイント増加しておりますが、県内では、ワースト2位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題であります。

このような中でも、後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っております。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に、一層努力していただくよう要望し、賛成討論といたします。

○角委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第14号、令和3年度八街市介護保険歳入歳出決算の認定について反対討論をいたします。

介護保険料が高過ぎるという市民の声が反映され、本市における介護保険料の基準額は、第6期の年額6万3千200円から、第8期の現在まで据え置かれています。それでも高過ぎるという悲鳴がやむことはありません。

このような中、後期高齢者医療の特例軽減措置を廃止し、結果的に保険料を引き上げる一方、介護保険料については、収入が少ない第1段階から第3段階の保険料が引き下げられました。例えば、第1段階の保険料は、平成30年度には2万8千400円でした。令和元年度には2万3千700円へ、令和2年度には1万8千900円へと引下げが実施されました。

その結果、第1段階の保険料滞納割合は、平成30年度に22.04パーセントから、令和元年度の19.03パーセントへ、令和2年度は15.70パーセントへ、令和3年度は15.30パーセントに下がりました。令和3年度第1段階の保険料滞納割合が平成30年度と比較しますと、6.74パーセント下がったことは、保険料引下げが大きく影響したのは、明らかではないでしょうか。

このような低所得者の介護保険料軽減制度もあり、本市の介護保険料収納率は、この間、年々上がっております。令和3年度は91.83パーセントです。

しかし、保険料徴収の努力がされても、本市の収納率は、県下最低クラスが続いており、収入に応じた払いやすい保険料にすることが求められています。

歳出については、介護サービスでは、介護老人福祉施設の利用者は増えているものの、待機者は解消されておられません。市民の要望である年金で入所できる施設の増設が必要です。特定入所者介護サービス等について、昨年8月から、施設に入所している低所得者に対する補給給付制度が改悪され、負担が増えました。施設を対処せざるを得ないということも改悪を認めるわけにはいきません。元に戻すことが必要です。

介護予防サービスでは、訪問サービスの利用件数が、前年度比で減っております。要支援者の在宅生活を維持するために、訪問サービスは欠かせませんが、介護報酬が低いため、ホームヘルパーを確保しにくいということが全国で報告されております。支援者の介護の重度化を予防し、在宅制度を維持するために、ホームヘルパーの処遇を抜本的に改善することを求めます。

配食サービスについては、長年週1回のサービスが続いております。高齢化の中、利用者からは、料理をするのが大変になった。配食サービスの回数を増やしてほしい、こういう声が上がっています。訪問ヘルパーの確保が難しい中、健康を維持し、介護予防にもつながる配食サービスの回数を増やすことを求めます。

介護保険制度ができたとき、八街市は、「みんなの安心介護保険」という冊子を発行し、配布しました。その中に、「毎日介護が必要になったときでも、安心して暮らせるような21世紀を迎えるために、介護保険をよりよい制度に育てていきましょう」こう書いてあります。

ところが国は、3年後との見直しのたびに制度を改悪し、安心できない制度にしてきました。次期制度に向け、本市においても計画を策定中ですが、よりよい制度にすること。また、全

国市長会においては、改善に向けて、国に対し、さらに強く要望するよう切望しまして、反対討論とします。

○角委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○木内委員

議案第14号令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度末で65歳以上の人口は2万1千613人で、高齢者率は32パーセントと増加傾向にあります。

また、要介護、要支援者は、3千26人と制度開始当初より増加傾向にあります。2025年には、いわゆる、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化社会を迎えます。今後ますます介護保険制度が老後を支える重要な制度となると思います。

令和3年度からは第8期介護保険事業計画が制定されており、「健康と思いやりあふれる街」を基本理念に3つの基本目標を設定して、高齢者福祉、介護保険事業の充実を図っています。

具体的な取組の中に高齢者ができる限り介護状態にならないために、コロナ禍の状況が続いている中、介護予防の普及・啓発を図っており、高齢者が住み慣れた町で暮らし続けられるよう、環境整備の充実に取り組んでいます。きめ細かな情報提供や民生委員、担当者のサポート等により堅実な介護保険運営がされていると思います。

また、介護保険給付については、第8期初年度における実績からも、年々伸びていく給付費の見込みに大きな乖離は見られず、介護保険財政の健全性の維持に十分努力されていると思います。

今後も第8期介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた上で、介護保険財政の健全性の維持することを希望して、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

○角委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

次に、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、議案11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○角委員長

起立多数です。議案第11号は認定されました。

次に、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○角委員長

起立多数です。議案第12号は認定されました。

次に、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○角委員長

起立多数です。議案第13号は認定されました。

次に、議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○角委員長

起立多数です。議案第14号は認定されました。

次に、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案可決及び認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第15号は原案可決及び認定されました。

次に、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

を採決いたします。

この議案は原案可決及び認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第16号は原案可決及び認定されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様申し上げます。審査の過程で、発言の訂正及び発言の取消しがありました。会議録作成にあたり、発言の訂正及び発言の取消しについて、委員長が措置することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

決算審査特別委員会を閉会いたします。

議会改革特別委員会委員長よりご連絡がございます。

○石井委員

決算大変お疲れさまでした。

議会改革特別委員会より、ご連絡を申し上げさせていただきたいと思います。

皆さん、お手元にお配りしてあります決算審査特別委員会意見書、こちらお手元に委員の皆さんに配付をしてあると思いますけれども、この決算審査の特別委員会の意見書を各常任委員会ごとにまとめていただいて、10月7日の金曜日までに議会事務局の方に提出をお願いできればと思います。

各常任委員会ごとに提出をお願いします。そのうち議会改革特別委員会にて検証を行いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

4日間にわたり、大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時28分)